

重要事項説明書

1. 事業所の概要

名 称	徳山医師会訪問看護ステーション		
所在地	周南市東山町 6-28		
電話番号	0834-31-9610		
FAX 番号	0834-32-9048		
出張所名所	須々万出張所 ペんぎん・うらら		
出張所 所在地	周南市須々万本郷 2502	電話	0834-87-1515
管理者	石田 小夜子	実施サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所 番号	3560590006	サービス 提供地域	周南市・下松市・光市

2. 訪問看護の目的

医師の指導・指示のもとに訪問看護師が家庭を訪問し、他の保健・医療・福祉サービスと連携し、介護予防及び介護に重点をおいた訪問看護サービスを提供することにより、居宅要支援者の生活の質の向上をはかり、健康の維持増進につとめ、その人の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助をする。

3. 運営方針

訪問看護ステーションは、徳山医師会管内及びその周辺地域の利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、生活の質を高め自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の世話及び診療の補助を行う。

事業の実施に当たっては、利用者・家族の主体性を尊重して援助するとともに、医療・保健・福祉・市町村との連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。地域の必要性に応じ出張所の開設に努めるものとする。

4. 利用できる人

家庭において疾病あるいは障害などの理由寝たきり又はそれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師に訪問看護を必要と判断された方。介護予防支援計画、居宅介護支援計画で訪問看護が必要と判断され、かかりつけ医師の指示を得られた方。

5. 職員体制及び職務

職 種	職務内容	人員数
管理者	従事者の管理及び業務の一元的な管理 訪問看護サービスの提供 (常勤訪問看護及び介護予防訪問看護兼務)	1 名
訪問看護師	訪問看護サービスの提供 (介護予防訪問看護兼務)	7 名以上
事務	経理事務及び庶務事務	1 名

6. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 休日は日曜・お盆 (8/15)・年末年始 (12/30～1/3)
営業時間	8:30～17:00

回 数	医療保険・・・週 3 回までですが、かかりつけ医師の指示・必要度に応じて決まります。 介護保険・・・介護予防支援計画、居宅介護支援計画で決まります。
訪問滞在時間	20 分～1 時間 30 分まで

7. 利用料等

利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、介護保険法・医療保険の法定利用料に基づく金額で別紙のとおりです。なお、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- (2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金又はご指定の金融機関口座からの引き落とし〔毎月 27 日 休業日の場合は翌営業日〕とさせていただきます。

8. 訪問看護の実際

①申し込み方法

- (1) かかりつけの医師に相談して、訪問看護ステーションに申し込みをいただきます。
- (2) 支援専門員に申し込みをしていただきます。
- (3) 訪問看護ステーションに直接申し込まれても結構です。

②訪問看護サービス内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- (1) 病状・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 福祉サービス、各種制度の利用について

相談・指導・実施 をいたします。

9. 緊急時、事故発生時の対応

緊急時、事故が発生した場合は、当該家族・市町村・居宅介護事業所・その他関連機関への連絡、医療機関への対応を行います。事故の状況及び事故に際してとった処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償保険加入先：三井住友海上火災保険株式会社

10. 虐待の防止

訪問看護ステーションは、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

虐待防止に関する担当者	石田 小夜子
-------------	--------

1 1. 秘密の保持

- (1) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 事業所は、従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約内容とします。
- (3) 事業所はサービス担当者会議等において、利用者に関する個人情報を用いる場合には、利用者・当該家族の同意をあらかじめ文章により得るものとします。

1 2. 相談、苦情申し立て先

①当事業所における苦情受付

管理者（石田 小夜子）を窓口当事業主と共に対応する。

TEL（0834）31-9610

②行政機関その他苦情受付機関

周南市高齢者支援課	所在地 周南市岐山通1丁目1番地 電 話 0834-22-8467 受付時間 8:30～17:15
山口県国民健康保険 団体連合会	所在地 山口市大字朝田岡の口1980-7 電 話 083-995-1010 受付時間 9:00～17:00
下松市役所	所在地 下松市大手町3-3-3 国民健康保険係 電話 0833-45-1823 介護保険係 電話 0833-45-1831 受付時間 8:30～17:15
光市役所	所在地 光市光井2丁目2番1号 介護保険係 電話 0833-74-3003 受付時間 8:30～17:15

1 3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

訪問看護ステーションは、感染症の発生及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. ハラスメント対策

訪問看護ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止するため、職場や利用者または養護者等から受けるハラスメントに対し、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。
- (2) 被害者への配慮のための取り組みを行います。
- (3) 被害防止のための取り組みを行います。（マニュアル作成、研修の実施等）

1 5. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続

計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 6. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 徳山医師会訪問看護ステーション

説 明 者 _____ 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 続 柄 _____

(メモ)

この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後、契約を締結する場合には利用者及び事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事業者の双方が署名又は記名（必要に応じて押印）を行います。

サービス提供を行うに際しては、介護保険の給付を受ける利用者本人の意思に基づくものでなければならないことはいうまでもありません。

したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、利用者本人が行うことが原則です。

しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力（行為能力）が十分でない場合は、代理人（法定代理人・任意代理人）を選任し、これを行うことができます。

なお、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者（たとえば同居親族や近縁の親族など）であることが望ましいものと考えます。